処分基準（公表用）

様式第４号

所管部（局）・課　　こども家庭課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 26 年法律第 45 号
不利益処分の種類	社会福祉法人の解散命令	根拠条項	第 56 条第８項

処分基準	社会福祉法人の解散命令を行うのは、社会福祉法第５６条第８項に規定する場合のみである。 社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当な事由がないのに１年以上にわたってその目的とする事業を行わないときに、解散命令の対象となる。 処分に当たっては、平成１２年１２月１日付け児発第９０８号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成１２年１２月１日付け児企第３３号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び平成２９年４月２７日付け雇児発０４２７第７号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を判断の指針とする。

対応区分	１　聴聞の実施 ２　弁明の機会の付与	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	目次No.	３４